

北海道の部活動の在り方に関する方針

北海道及び北海道教育委員会では、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教師の部活動指導における負担を軽減し、部活動を合理的かつ効率的・効果的に行うことを目的に、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を平成31年1月に策定しています。

◇ 休養日・活動時間の設定（中学校・高等学校段階共通）

<休養日>

・ **週当たり 2 日以上**

（平日1日以上、週末1日以上、年間 104 日以上）



<活動時間>

・ **平日** : **2 時間程度**

・ **学校の休業日** : **3 時間程度**



【高等学校段階における弾力的な運用】

高等学校段階においても上記の基準を基本としますが、中学校段階の基礎の上に多様な教育が行われていること、部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいることなどから、一定の要件の下、弾力的な休養日・活動時間の設定も可能です。

※一定の要件：部活動指導に係る教員の負担軽減につながる方策を講じていること

<休養日>

平日は週1日以上、週末は月1日以上（年間73日以上）

<活動時間>

平日：3時間程度、学校の休業日：4時間程度

※この場合でも、1週間の活動時間は長くとも16時間程度



◇ 学校の取組

- ・ 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を策定・公表するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置します。
- ・ 年間及び月間の活動計画等を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得ながら指導します。
- ・ 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底します。



◇ 家庭や地域での取組

- ・ 部活動休養日の設定などの学校の取組に御理解いただきますとともに、学校と家庭・地域が連携しながら部活動に取り組める環境づくりに御協力をお願いします。

本方針の全文や部活動に関する北海道の取組等については
道教委ホームページをご覧ください。



○部活動方針に関する Q&A

Q この方針では、私立学校は対象とならないですか？

本方針は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、北海道と北海道教育委員会が連名で策定しており、**私立学校も対象**となります。

Q 小学校の少年団活動は、この方針では対象とならないのですか？

本方針が定めているのは、学校教育の一環として行う、学校の部活動等に関するものであり、地域のスポーツクラブや少年団活動等は対象とはしておりません。しかしながら、こうした活動においても、けがの防止や心身のリフレッシュを図るという観点から、**休養日等に関する考え方を共有することが大切**であると考えております。

Q 高校段階の弾力的な運用であっても、活動時間の上限を週 16 時間程度としているのはなぜですか。

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、**スポーツ障害等のリスクから、『週当たりの活動時間における上限は 16 時間未満とすることが望ましい』とされている**ためです。

また、文化部活動にあっても、バランスのとれた生活を送ることができるよう配慮することが必要です。

Q 方針で設定された活動時間では、練習試合や合宿もできなくなるのではないのでしょうか？

練習試合や合宿の場合、1 日の活動時間の上限を、やむを得ず超過することも考えられます。

一方で、生徒のバランスの取れた生活や、顧問の部活動指導に係る負担の軽減にも十分配慮する必要があるため、**やむを得ず練習試合等で 1 日の活動時間を超過する場合は、当該 1 週間の活動時間が長くとも 16 時間程度となるように他の日の活動時間を調整することが必要**となります。

Q 保護者の理解・協力が必要なものはどのようなものがあるのでしょうか。

子どもの教育は、学校と地域、保護者がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協力して行うものです。**子どもの学校外の生活においては、多様な体験をさせ、家族の団らんを通じ、その健全な成長を促していくことが期待**されます。部活動の時間が長くなる余り、それらの活動の機会が失われることがないよう、保護者と学校が連携・協力することが必要です。